

令和4年8月26日

日本労働評議会

中央執行委員会委員長 長谷川 清輝 殿

国立大学法人筑波大学長

永田 恭介

(公印省略)

2022年8月18日付け貴組合からの文書について(回答)

2022年8月18日付け「抗議及び再々度の団体交渉申入れについて」と題する文書(以下「本件文書」といいます)でご連絡がありました事項につきまして、下記のとおり回答します。

記

本法人が設置するハラスメント防止対策委員会筑波キャンパス部会(以下、「部会」という。)に置かれる調査委員会は、ハラスメント相談センター等への相談を受けて、部会において相談内容や緊急性等を踏まえたうえで、事実関係の調査を行うために設置が決定されるものであり、調査委員会による調査の結果、ハラスメントに該当するか否かの意見を部会に報告するものです。その報告内容を受けて、部会がハラスメントについての認否を行います。

なお、ハラスメントがあったことが認定された場合には、ハラスメントの対象者に対してハラスメントの原因となる事項について直接改善を促し、組織としての再発防止に向けた措置を取るなどの問題解決等を図る仕組みとなっております。

本件文書からは、竹谷組合員がハラスメント相談センターに既に相談を行い、調査委員会に出席したことが伺えますので、本件の早期の解決にあたっては、当該調査委員会における調査の完了をお待ちいただくのが妥当であると思料しております。

以上